

# 高雄市と世田谷区との文化交流に関する覚書（抜粋）

高雄市と世田谷区（以下「双方」という。）は、文化交流を通しながら、信頼関係を構築し、双方の友好交流が深まるように、文化交流に関する覚書を締結する。

1. 双方が協力して、高雄市交響楽団附設青少年交響楽団とせたがやジュニアオーケストラとの交流をはじめ、伝統音楽など幅広い交流が一層図られるように努めていく。
2. 双方が有する文化資源や特性を活かし、双方の市民・区民や子どもたちが、相互に訪問し、交流が図られるように努めていく。
3. 文化交流を通して、スポーツや観光など他の分野の交流へつなげていけるように努めていく。
4. 本覚書に基づき、双方の交流を継続していくために、高雄市政府文化局の担当は表演産業中心とし、世田谷区生活文化政策部の担当は文化・国際課とする。
5. 本覚書は、2部作成し、双方が各1部を保有する。なお、すべてが正本とし、調印の日から効力を有する。なお、この覚書は調印してから5年間有効とする。
6. 本覚書に記載されていない事項が発生した場合、友好交流の精神に基づき、双方が協議しながら、対処することに努めていく。

世田谷区生活文化政策部長

---

2026年1月19日